答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった別紙記載の公開請求(以下「本件請求」という。)について行った公開決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年9月20日(受付は同年9月24日)、異議申立人は、岩出市 情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に 基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年11月2日、実施機関は、本件請求に対して対象となる公文書を以前に異議申立人からの公文書公開請求に応じて公開した平成27年7月22日に和歌山地方法務局岩出出張所において和歌山地方法務局岩出出張所所長及び土木課職員二人並びに異議申立人とで行った話合い(以下「話合い」という。)の内容について上司に報告するため、その内容を記録して上司の供覧に供した文書(以下「記録簿」という。)の公開可否決定に際し行った和歌山地方法務局岩出出張所所長への意見の照会文書の控えと当該照会に対する和歌山地方法務局岩出出張所所長からの回答文書(以下「本件公文書」という。)と特定し、公開とする旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 同年11月5日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

公開された文書は、本件請求には何の関係もなく、請求拒否と同じ趣旨 である。本件請求に対する公文書を公開されたい。

第4 異議申立ての主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

1 捏造文書又は改竄文書である「記録簿」には「和歌山地方法務局岩出出 張所長から異議申立人に対して」とする和歌山地方法務局岩出出張所長の 6点の発言内容が記載されており、この記載内容について和歌山地方法務 局岩出出張所長が承諾したことがわかる文書の公開を請求したものである。 しかし、公開された和歌山地方法務局岩出出張所所長からの回答には「当 局に不利益を与えない。」と「当局との協力関係及び信頼関係を損なうことにならない。」と記載されているが、実施機関が公開することについて実施機関に対し和歌山地方法務局岩出出張所所長がどのような感じを持つかを聞いたことに関して答えているだけで、本件請求には何の関係もない。

本件請求と関係のない文書を公開することは、不存在を理由とする請求 拒否と同じであり、請求拒否は、「記録簿」の記載内容が虚偽であることを 認めたこととなる。

2 「記録簿」記載内容が虚偽でないことを明らかにするためにも和歌山地 方法務局岩出出張所所長の発言を裏付ける土木課職員の一人が記録したメ モ書きを公開すべきである。

第5 実施機関の説明

- 1 本件公文書は、「記録簿」の公開可否決定に際し行った和歌山地方法務局 岩出出張所所長への意見照会に係る文書の控えと当該照会に対する和歌山 地方法務局岩出出張所所長からの回答に係る文書であり、当該回答に係る 文書では「当局に不利益を与えない。」、「当局との協力関係及び信頼関係を 損なうことにならない。」とされており、「記録簿」の記載内容について確 認のうえ承諾されたものであると考えることができることから、本件処分 を行ったものである。
- 2 異議申立人が本件公文書のほかに公開を求めている土木課職員の一人が 記録したメモ書きについては、話合いで聞き取った内容を個人的に所有す るノートにメモ書きしたもの(以下「個人メモ」という。)であるから、条 例第2条第2項に規定する公文書には該当しないと考える。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

- 1 本件処分の妥当性について
- (1) 本件処分は、全部公開とする旨の決定であることから、実施機関が本件請求に対して本件公文書を特定したことの妥当性について検討する。
- (2)本件公文書について確認したところ、実施機関の説明のとおり、「記録簿」の公開可否決定にあたり公開することにより不利益を与えるか否か、協力関係及び信頼関係を損なうことになるか否かを和歌山地方法務局岩出出張所所長に対して照会した文書の控えと当該照会に対して「当局に不利益を与えない。」、「当局との協力関係及び信頼関係を損なうことにならない。」とする和歌山地方法務局岩出出張所所長からの回答の文書である。
- (3)「記録簿」における記載内容について虚偽や相違などがあり承諾ができ

ない場合には、このような回答をすることは考えられず、和歌山地方法 務局岩出出張所所長が「記録簿」における自身の発言とする記載内容に ついて承諾したと判断することが相当であることから、本件公文書を特 定したとする実施機関の説明は、何ら不合理なことではない。

2 個人メモについて

- (1) 異議申立人が本件公文書のほかに公開を求めている個人メモが条例第 2条第2項に規定する公文書に該当するか否かについて検討する。
- (2) 異議申立人が本件公文書のほかに公開を求めている個人メモについて 確認したところ、以前に本審査会において答申した答申第11号におけ る個人メモと同一のものであることが認められた。
- (3) 答申第11号において個人メモは、条例第2条第2項に規定する公文 書に該当しないと認めるのが相当であるとの判断をしているところ、本 件異議申立てにおいても同様の判断とならざるを得ない。
- (4)よって、異議申立人が本件公文書のほかに公開を求めている個人メモ は条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないと認めるのが相当で ある。
- 3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28·2·22	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H28·2·23	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28·3·7	実施機関からの弁明書(正副2通)の受理
H28·3·10	異議申立人に対して実施機関の弁明書(副本)の送付 と反論書の提出依頼
H28·3·14	異議申立人からの反論書(正副2通)の受理
H28·3·16	実施機関に対して異議申立人の反論書(副本)を送付
H28·4·25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・異議申立人から意見の聴取 ・実施機関担当者から説明の聴取

【別紙】

本件公開請求の内容

別紙1 (岩土木第325号、打合せ・現場確認記録簿)中

- ① 〔同席者〕和歌山地方法務局岩出出張所所長(13:45~)について、和歌山地方法務局岩出出張所所長から異議申立人に対して6点箇条書あるがこの記載内容について承諾書又は異議申立人に対して発言したことがわかる証明書
- ※ 別紙1として、以前に公開した「記録簿」が添付されている。